

ID: 768

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示（第40条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 準用する法第40条の規定による。 （原状回復） 第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日